



分科会 5 セルフメディケーションと薬剤師の役割

10月7日(日) 13:30～16:00 第6会場(アクトシティ浜松 研修交流センター 2F 音楽工房ホール)

W-05-04

消費者からみたセルフメディケーション

そうりん
宗林さおり

消費者庁消費者安全課長

生活習慣病の現状を見てみると、糖尿病は予備軍を含めて2000万以上を超え、そのうち半数は治療を開始していない。一方で糖尿病や循環器疾患の医療費は6兆超であること等からみると、経過観察や状態が可逆的な時点でのケアが十分でなく深刻な状況になってから初めて治療を開始する状態が続いていることがうかがわれる。このような中では、自己管理で行うセルフメディケーションと、適切なタイミングでの薬剤師による受診勧奨が重要な役割をとっているのではないだろうか。

消費者にとってセルフメディケーションは運動等を除外して、口から摂取するものだけでも、食品の形状をして現状の食品の代替として摂取する「明らかな食品」から個別に機能性表示の是非を審査した「特定保健用食品」、現状では薬事法や健康増進法によって表示の監視をされているが、それ以上公的には監視や承認等がない「いわゆる健康食品」、そして医薬品のうち自己判断で利用できる「一般用医薬品」等がある。

まず「明らかな食品」はイソフラボン豊富な豆腐、多価不飽和脂肪酸の多い魚、食物繊維の多い食品、カルシウムの豊富な乳製品等をしっかり食生活の中でとり入れていくことを毎日の食生活の中で考え、日々の努力をしていくことが大切だろう。

「特定保健用食品」については、食物繊維やオリゴ糖等を多く含むお腹の調子を整える等はともかくとして、血圧、血糖、中性脂肪等生活習慣病に対応すると期待させるものも多くあるものの、その効果は消費者が期待するよりも一般的には小さい。摂取対象者や摂取方法等厳格に定められており尚且つその効果の大きさがどの位であるのか消費者が理解しているのか大いに疑問があるところである。

「いわゆる健康食品」は錠剤・カプセルの形状のため、食生活にONする形で摂取され、効果・効能の記載ができない中でも何となくの期待が大きい。また、成分・含有量表示が明確でないものが多いため、安全性・有効性いずれの観点からも極めて情報が少ない。これは事業者の責任においてより商品情報を提供すべきである。

「一般用医薬品」、これは医薬品で一定の身体作用がある。販売制度が変わって以来、第1類の切れ味の良い製品が薬剤師の管理の下販売が可能なもののスイッチ化が進んでいる。同じ風薬でも第2類より第1類を選ぶことによって症状にあった効き目を感じられた消費者も多いのではないかと思う。新たな分野の第1類医薬品も増えてきている。これは薬剤師会が先頭に立ち第1類の販売に関する推進を行い、少しでも多くの消費者へ切れ味の良い医薬品をドラッグストアで購入できる実感を味わえるようにすべきである。

最後に、現在生活習慣病に対応する「一般用医薬品」が現在はまだ承認されていない。医師と連携を図りながらセルフメディケーションの道具として一般用医薬品の利用が拡大する道に期待したい。